

議案第44号

港区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

1 経緯

平成29年6月に地方自治法（以下「法」といいます。）の一部が改正され、「長等の損害賠償責任の一部免責」に関する規定が整備されました。

今回の法改正は、第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（以下「答申」といいます。）を受けて行われたものです。

○答申（抜粋）

- ・長や職員への柔軟な職務執行に対する萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及のあり方を見直すことが必要

この答申に至った背景には、住民訴訟（4号訴訟）に係る長や職員の責任については民法上の損害賠償責任（同法第709条不法行為による損害賠償）と解されていることから、長や職員に軽過失しかない場合にも責任を追及されることに対し、平成24年の各最高裁判決（神戸市事件、大東市事件及びさくら市事件）において、住民訴訟における長や職員の損害賠償責任に係る課題が指摘されたことが挙げられます。

○平成24年の各最高裁判決の個別意見等

- ①長や職員への萎縮効果
- ②国家賠償法との不均衡（公務員個人への求償の要件：故意又は重過失）
- ③判決によって確定した損害賠償請求権を議会の議決に基づき放棄する場合があります。

今回の法改正によって上記①及び②に対応するため、軽過失の場合に一定の責任を負うこともあることを前提に損害賠償責任を限定することができる制度が設けられることになりました。

2 区の条例制定の考え方

法改正に至った答申、判例等を踏まえ、内部統制制度の導入及び監査制度の充実強化のガバナンスの強化を図った上で、区長や職員等の職務に対する萎縮を低減させることを目的として、損害賠償責任の一部免責に関する新たな条例を制定します。

3 条例（案）の概要

(1) 目的（第1条）

区長等の区に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて、必要な事項を定めることを目的とする旨を定めます。

(2) 損害賠償責任の一部免責（第2条）

区長等が区に対して負う損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職責等を考慮した算出方法により得た額を超える額を免責する旨を定めます。

本条例で定める算出方法は、下表のとおりです。

区分	条例で定める算出方法
区長	基準給与年額（年収） × 6
副区長 教育委員会教育長 教育委員会委員 選挙管理委員会委員 監査委員	基準給与年額（年収） × 4
一般職員	基準給与年額（年収） × 1

なお、「条例で定める算出方法」の各区分の係数（1～6）は、政令で定められた基準と同様です。

(3) 付則

本条例は、公布の日から施行します。

本条例の規定については、本条例の施行の日以後の区長等の行為に基づく損害賠償責任について適用します。